

第 21 号

郵政「65歳解雇裁判」支える会

東京都千代田区外神田 6-15-14

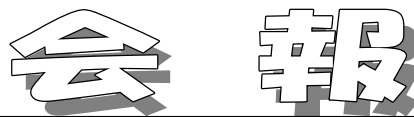
外神田ストーク 502 号

郵政共同センター内

TEL:03-3837-5391/ FAX:03-3837-5392

メール : postunion@pop21.odn.ne.jp

2014年 7 月 7 日



### 証人調べの日程決まる

画室長です。

6月10日の進行協議で証人の採用と証人調べの日程が別記のとおり決まりました。9月24日からほぼ2週間に一回というハイペースでの証人調べになります。原告団は全体での打合わせの他に証人調べの日程に沿って証人(原告)と個別に打合わせを行いながら万全の体制で取り組んでいくことにしています。

証人については、原告側としては原告全員と山岸元郵政ユニオン交渉部長の他に西川元社長と鍋倉前社長、意見書を書いた頂いた佐藤早稲田大学名誉教授を申請しましたが、佐藤先生については継続協議、西川、鍋倉兩名については被告・会社が鈴木(日本郵便人事課長)証人で原告や裁判所の尋問に全て答えることが出来るとして採用に反対、「全て答えられる」ことを前提に採用が見送られました。山岸証人については会社側証人としても採用されました。

採用された証人は別表のとおりですが、原告側は原告全員と旧郵政ユニオン交渉部長であった山岸氏、会社側は鈴木日本郵便人事課長と他は三鷹局以外は原告が解雇された当時の業務企

### 西川と鍋倉採用を巡る攻防

最初の証人調べは、原告側が山岸証人、会社側は鈴木証人です。山岸証人には旧郵政ユニオンが協約を締結した経緯や状況、とりわけ協約締結交渉の過程で期間雇用社員の65歳雇用打切りを定めた条項の組合としての認識や組合に説明されていた内容と実際に提案された協約案の内容が異なっており、組合はそれを認識しないままに締結したことやせざるを得なかった状況について証言する予定です。

会社側の鈴木証人に対しては「65歳定年制」を定めた協約や就業規則の経緯をただしていくこととなりますが、鈴木証人は協約締結交渉には関わっていないこと(協約締結交渉は日本郵便ではなく日本郵政本社と行っている。)、 「65歳定年」制を定めたことには直接には関わっていない(決定権がない)ことなどから、尋問を通じて西川、鍋倉両証人の尋問の必要性を浮き彫りにして行くことにしています。

9月24日の証人調べが大きなポイントとなります。みなさんの傍聴をお願いします。

証人尋問予定表 (②以降の会社側証人の肩書は当時。法廷はすべて527号)

| 期 日            | 午前(10時~)                         | 午後(13時~)                                 |
|----------------|----------------------------------|--|
| ①9月24日<br>(水)  | 山岸(旧ユニオン交渉部長)<br>原告側45分/被告側45分   | 鈴木(日本郵便人事課長)<br>原告側100分/被告側45分           |
| ②10月15日<br>(水) | 古川(花見川局企画室長):原告向山<br>30/20:30/20 | 江幡(佐倉局企画室長):原告辻<br>30/20:30/20           |
| ③10月29日<br>(水) | 三宅(高輪局企画室長):原告根元<br>30/20:30/20  | 角田(千葉局企画室長):原告深尾・斎藤<br>30/20:30/20:30/20 |
| ④11月12日<br>(水) | 小熊(三鷹局郵便課長):原告大倉<br>30/20:30/20  | 中井(豊中局企画室長):原告石澤<br>30/20:30/20          |
| ⑤11月26日<br>(水) | 近藤(尼崎局企画室長):原告濱<br>30/20:30/20   | 平井(佐野局企画室長):原告丹羽<br>30/20:30/20          |

※10月15日までに、佐藤証人の採否を相談、決定。